

資料 6

平成 30 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）

本協議会は、知事から検討を依頼された平成 30 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、推定所要引上げ率は 0.533%と算定され、大人料金で現行の 460 円を 2 円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

- (1) 消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の率が平成 29 年 4 月 1 日に、8%から 10%に引き上げられる予定であったが、政府判断により平成 31 年 10 月 1 日まで引き上げが延期されている。
- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、昨年より値上がりが続いたが、現在高止まり感があり、このまま推移すると推察される。
- (3) 政府の消費者物価指数見通しで今後も物価の上昇が見込まれる。都民の家計負担がさらに増すことが予想される中、入浴料金の引き上げは、家計への影響が大きく、銭湯利用者の減少が見込まれる。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記 1 及び 2 を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、統制額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者の拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 公衆浴場組合を中心とした積極的な取組により、浴場施設内の禁煙化を 100%達成したことは高く評価する。また、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備についても引き続き取組を進め、速やかに実施率 100%を達成するよう、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。
- (2) ここ数年、銭湯を舞台にした映画、テレビドラマ、情報番組等で銭湯が頻繁に取り上げられるなど、業界全体に大きな追い風が吹いている。
こうした追い風を大きなチャンスと捉え、地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力により利用者を増やし、収益増を図っている浴場もある。

そのような取組を、業界全体に浸透させるため、公衆浴場業界全体での情報共有をより一層図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、利用者拡大を図ること。

- (3) 平成 29 年の訪日外国人の数は、過去最高の 2,869 万人に達している。今後も 2 年後に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向け、日本を訪れる外国人は増加すると考えられる。このことは、外国人に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会でもある。

公衆浴場組合では、ホームページや SNS を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信して、利用者拡大に努めている。平成 29 年度は、外国人利用者を対象とした銭湯の入浴マナーと魅力を発信するための PR 動画を作成している。

こうした公衆浴場組合の取組を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広めるため、引き続き進めること。

- (4) 地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具の LED 化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

また、東京都が今年度実施する公衆浴場活性化支援実証事業等も活用し、後継者の育成などに取り組むこと。